

議会運営委員会

日 時 平成 2 4 年 7 月 1 3 日（金） 午前 1 0 時～
場 所 第 3 委員会室

1 決算審査について

2 議会改革推進特別委員会結果について

委員会インターネット中継導入
議会 twitter アカウントの開設
議会事務局の体制強化・独立性確保
議会報告会の拡大

- 文書質問

3 請願紹介議員申合せについて

紹介議員になる場合に十分考慮する請願

市の事務に関係のない事務（例：国の事務、府の事務）（ ）

すでに実現した事項（予算等措置された事項も含む）

法律に違反しているものや社会的に非難を受けるもの

国会で審議中の法律案（ ）

外交問題（ ）

係争中の事件

特定施設整備や特定地域の道路整備等一部地域の個別具体的な要望

意見書提出を求める請願は除く。

4 その他

1 事務事業評価(案)

	H23.9	H24.9(案)
事業選定	9月6日(開会日)	9月18日(分科会)
事業通知	選定後 (執行機関作成の事務事業評価提出)	選定後 (提出書類なし)
分科会	9月21日～ 3日間	9月19日～ 5日間
全体会	9月27日～ 2日間	
議案送付	9月14日議案送付 9月16日提案(追加)	9月11日議案送付 9月13or14日提案(追加)

改正点
 日程変更:1～3日目の各部説明のなかで 別日で各部説明
 審査主体:分科会 全体会
 事業選定数各常任委員会項目制限なし 3項目以内
 個人評価(点数化)の廃止 質疑、討議で評価
 現地視察先を分科会で抽出、分科会委員長で調整決定

2 決算審査日程(案)

審査主体	H23.9		H24.9(案)	
全体会	1日目	理事者概要説明	1日目	理事者あいさつ 決算状況説明
分科会	1～3 日目	【部ごと】 歳出歳入(事務事業評価対象除く) 歳入(のぞく) 事務事業評価	1～3 日目	【部ごと】 歳出歳入(事務事業評価対象除く) 歳入(のぞく)
全体会			3日目 PM	現地視察
全体会			4日目	【部ごと】 ○事務事業評価
全体会	4・5 日目	重点質疑・現地視察・討論・採決	5日目	討論・採決

文書質問に関する基本的な考え方

目 的：議会での議論に資するため、一定の事実関係を明確にするため行う。
基本的な考えは「議員個人が行う一般質問を文書で行う」

根 拠：基本条例に根拠規定を設ける。詳細は運用基準等を作成し整理。

質 問 者：一般質問と同じ

（議長、副議長、監査委員除く全議員）

実施期間：閉会中のみ

（閉会日の翌日から、次定例会の開会日の2週間前までの間）

回 数：各閉会期間中、1議員1回、1項目（一般質問通告書の質問事項単位）までと制限

質問対象：一般質問と同じ範囲

（回答に困難を要すると思われる事項は許可しない）

方 法：一般質問通告書に準ずる様式を用いて質問者が議長に提出。

回答期限：2週間

（内容により延長可能、議長が判断する）

記 録：原本は会議録等と同様に保管（事務局で対応）

公開方法：写しを議会図書室、HP及び情報コーナーで公開

そ の 他：1 運用基準等に定めるもの以外、基本的に議長の裁量で決定できることとする。

（本会議の一般質問における議長の議事整理権と同等）

2 質問文書及び回答文書をその都度各議員に配付する。

（課題の共有化、一般質問ならば本会議場で全議員が内容を把握できることから）

参 考：議長において質問を認めない可能性があるもの

1 職員体制等の不足により調査回答が困難なもの

2 議会内部に関すること、議会において決定したこと